

◎ 地方法人税法

(平成二六年三月三十一日法律第一一号)

一、提案理由(平成二六年二月二十五日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 たいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、地方法人税法案について御説明申し上げます。

本法律案は、地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引き下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、地方法人税の納税義務者は、法人税を納める義務がある法人といたしております。

第二に、課税標準は、各課税事業年度の基準法人税額としております。

地方法人税法

第三に、税率は、百分の四・四といたしております。

第四に、申告及び納付は、国に対して、課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に行わなければならないことといたしております。

その他、還付の手続等及び罰則に関し、法人税法と同様の規定を設けることといたしております。

以上が、所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二六年二月二十八日)

○林田彪君 たいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、地方法人税法案は、地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引き下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するものであります。

両案は、去る二月十四日当委員会に付託され、二十五日、麻

生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十六日には、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、古本伸一郎君外一名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

本日、質疑を終局し、修正案について内閣の意見を聴取した後、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

(略)

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二六年三月二〇日)

○塚田一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、地方法人税法案は、地方団体の税源の偏在性を是正し、その財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税の法人税割の税率引下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、復興

特別法人税の廃止の是非と賃上げに向けた実効性の確保、消費税率引上げの判断材料となる具体的な経済指標、租税特別措置の政策効果を検証するための具体的な方策、税理士資格の付与の見直しなど税理士制度の今後の在り方、地方法人課税の見直しの意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して磯崎哲史委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(略)

以上、御報告申し上げます。